

住宅省エネ改修に係る固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

別府市長宛て

家屋所有者（納税義務者）の住所・氏名等

住所	〒	
氏名	印	
電話	—	—

(※共有の場合は連名で御記入ください。)

下記の家屋について、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事を行いましたので、別府市税条例附則10条の3の規定により申告します。

家屋に関する こと	所在地	別府市
	家屋番号	
	種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他 () ※賃貸住宅は対象外
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コン造 <input type="checkbox"/> その他 ()
	床面積	m ² ※改修後の住宅床面積が50m ² 以上280m ² 以下であること
	建築年月日	昭・平 年 月 日 ※平成26年4月1日以前から所在する住宅であること
	登記年月日	昭・平 年 月 日
	改修内容	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修
改修完了年月日	令和 年 月 日	
費用に関する こと	断熱改修工事に要した費用	円 ①
	国又は地方公共団体からの補助金等	円 ②
	①から②を差し引いた額	円 ③=①-②
※③の要件		・補助金等を除いて60万円を超えていること。 または ・断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えていること。
改修完了後3か月以内に申告できなかった理由		

※窓の改修を含む改修工事が行われていること

【申告に必要な書類】

- 建築士等が発行する増改築等工事証明書(国土交通省規定の様式)
- 建築士等の免許証等の写し
- 補助金等の明細の写し
- 改修工事に要した費用を証する書類(領収書の写し等)

〈お問合せ〉

別府市役所 総務部資産税課 家屋償却係
〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号
TEL 0977(21)1120 FAX 0977(21)1363

〈減額割合〉

120m²相当分の固定資産税額を3分の1減額(1年度分)
※長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2減額(1年度分)

住宅バリアフリー改修減額との併用可

受付印

調査年月日	令和 年 月 日
所有者コード	
物件番号	
適用年度	
入力年月日	令和 年 月 日

決裁欄	課長	参事	係長	係員	担当